

韓国における多文化移住民支援の現況と課題 —首都圏内の支援機関へのインタビューを通して—

キーワード: 多文化共生、多文化ソーシャルワーク、国際社会福祉

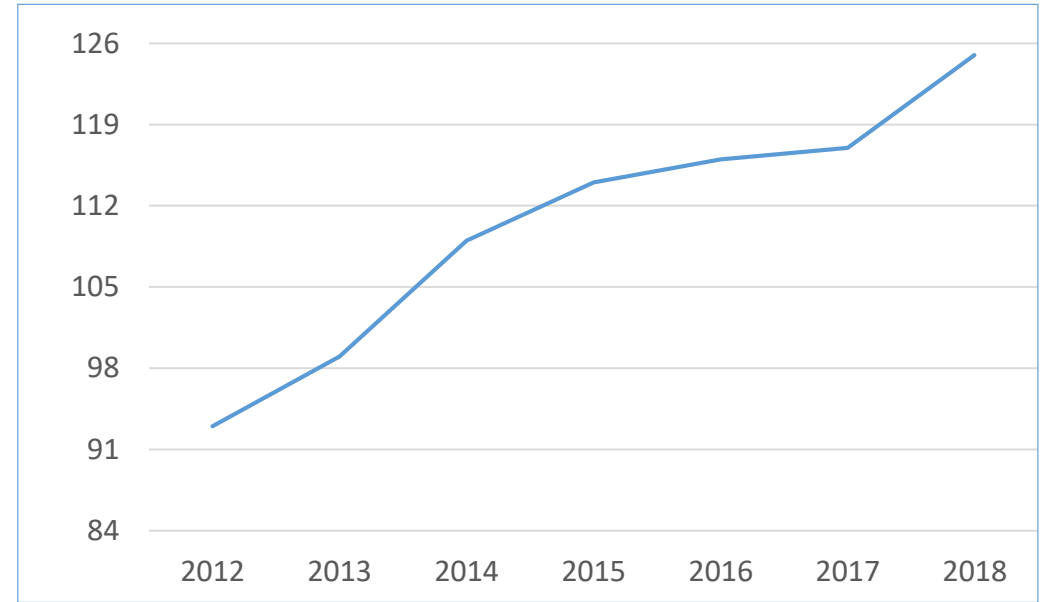
- 李善仁(東京都立大学博士課程、9685)
- 大和三重(関西学院大学、258)
- 松尾加奈(淑徳大学、2671)
- 和気純子(東京都立大学、1605)

1.研究目的

区分・年度	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
滞留外国人人口	1,797,618	1,899,519	2,049,441	2,180,498	2,367,607
人口	51,327,916	51,529,338	51,696,216	51,779,892	51,826,059
人口対比滞留外国人比率	3.5%	3.7%	4.0%	4.2%	4.6%

<人口対比滞留外国人現況(単位: 人, %)>

- ・2018年末現在、韓国内滞留外国人は前年比8.6%(187,109名)増加。
- ・最近5年間毎年8.5%の増加率を示す。
- ・全体人口における滞留外国人比率も毎年増加。
- ・国籍別:
中国>タイ>ベトナム>アメリカ>ウズベキスタン>日本>フィリピンの順。



<外国人登録人口`18>

: 124万6,626名 (法務部、滞留外国人統計)

*韓国に3ヶ月以上滞留するため
外国人登録部に登録した外国人数。

外国人の急激な流入は韓国社会を多人種、多民族に構成された多文化社会へ変化させた。

研究目的

韓国で実施されている多文化移住民支援の現況と課題について明らかにする。

2. 先行研究

- ・韓国社会で多文化という言葉は幅広い意味で使われている。これは一般的には文化の多様性に対する尊重から少数者の権利保障、そして急進的政治学の主流文化に対する批判に至るまで多様な場面で使われている(チャンミヘ等, 2008)。
- ・1980年代後半から入国した外国人労働者が、各種人権侵害の中で不法滞留者に転落し、1990年度前半宗教団体及び運動団体たちが移住労働者の人権保護のための活動を行い社会問題化に成功した(ユンインジン, 2008; ハンキョング・ハンゴンス, 2007)。
- ・2000年代には結婚移住女性に対する家庭暴力及び虐待等に対して人権侵害問題が提起され、政府の政策的対応を求めた(キムソンヒ・ジョンヨンピョン, 2008)。
- ・2006年、政府が少子高齢化という社会環境の変化とともに市民団体の要求への対応として結婚移住民と外国人労働者に対する政策に‘多文化’という用語を使用し始め外国人政策の変化が始まった(オキヨンソク, 2007; キムヒジョン, 2007)。これにより、多様な集団が政策の対象として設定された。
- ・韓国の多文化政策は中央政府の多数の部署で縦割りで施行されている。(ナムヨンヒ, 2015)。

2. 先行研究の成果と残された問題

- 韓国の多文化施策は中央政府と地方政府が多様な法令と制度、財政支援を通じた施策を策定しながら形成されている。しかし制度が乱立、重複して非効率であることが指摘されている。特に中央政府、地方政府、市民団体の間の連携が十分に機能していない(ヤンギホ, 2009)。
- 多文化サービスの運営には、中央政府部署, 広域地方自治体, 基礎地方自治体の間の垂直的連携や中央部署間・地方自治体間の水平的連携を適切に行うことが重要である(ナムヨンヒ, 2015)。
- 多文化サービスの利用者と直接関わる地方自治体と多文化家族支援センターの担当者の専門的な支援スキルは多文化サービス提供のプロセスにおける中核的な要素であるにも関わらず、サービス提供のプロセスと専門的な支援スキルの総合的影響に対する研究は不十分である。専門的な支援スキルの役割についての研究が不十分なのは多文化サービス提供のプロセスが多文化サービスの成果にどのような役割を果たし、どのような影響を与えるのかという探索的な研究が必要であることを示している(チェウオンヒ等, 2008; キムミンキョン, 2010, ナムヨンヒ, 2015)。

3.研究の視点および方法

<現地調査>

- 研究の視点:本研究は現行支援体系の下、支援領域を横断的に見る研究の視点を採択した。
- 調査対象者:現行制度における各支援領域の代表的な機関及び担当職員
- 選定基準:外国人比率が高い首都圏に所在する支援領域別代表機関の各1カ所を選定
- 調査方法:1機関あたり1時間から2時間程度の視察及び担当者への半構造的インタビュー

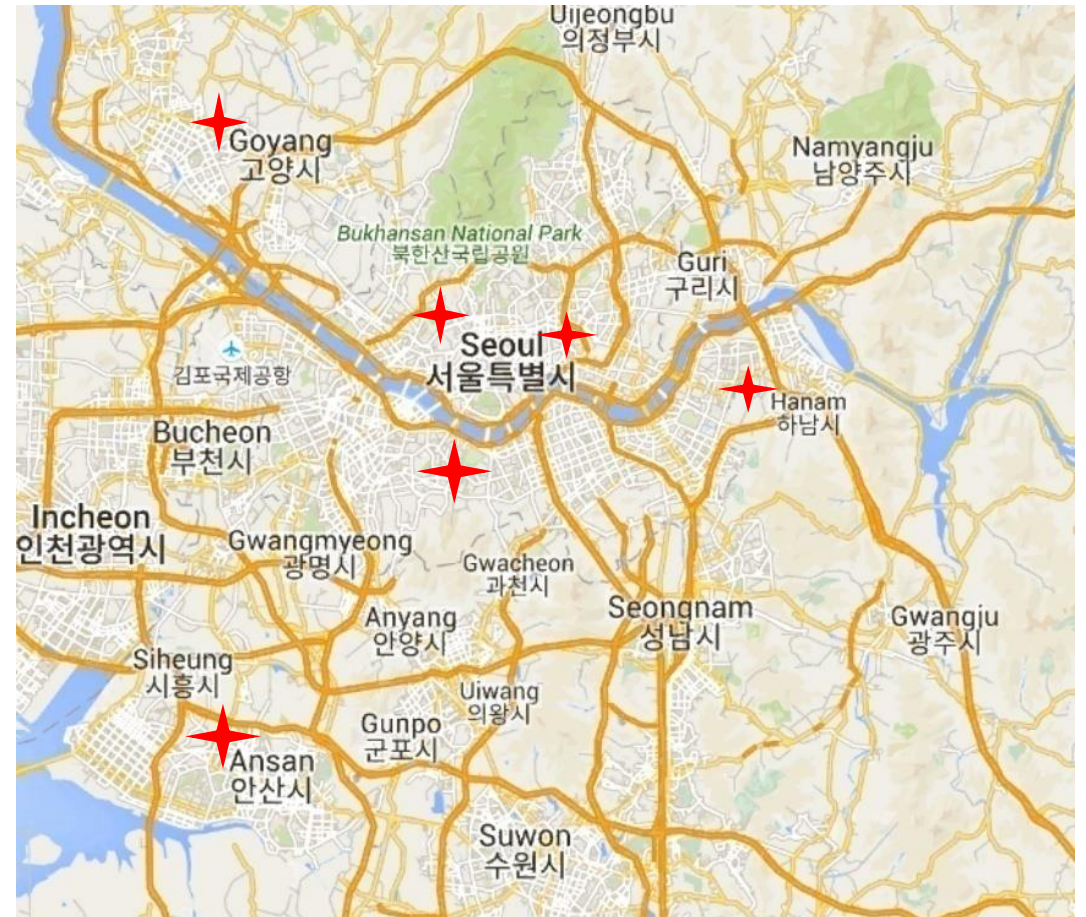
<分析方法>

- 質問項目(スライド6参照)ごとに各機関の特性を整理する

<調査期間>:2019年8月

<用語>

- 多文化移住民:異なる文化的背景を持つ住民等の総称。
例)結婚移民者、多文化家族、外国人労働者等(必ずしも国籍は問わない)



主な質問項目

- 1) 基本情報
- 2) 団体のミッションとコミュニティが抱えている課題への認識
- 3) 社会情勢の推移に伴う活動目標の変容
- 4) ソーシャルワークと団体の活動・機能
- 5) 「多文化共生ケアシステム」についての認識
- 6) 今後の活動継続の展望、課題

<インタビューガイドライン(一部)>

・職員数(専従・兼任)、職員の資格、利用者数、財源、組織構成、活動の概要、関連団体との関係性、根拠法(あれば)

1-1. 支援活動を通して、コミュニティに「多文化共生」という視点をはぐくむ活動とはどのようなものか。

団体の活動理念を掲げた経緯、国外にルーツのある人々、特に国境を越える移住労働者が抱える生活問題の特徴。

2-1. 活動開始当時と比べ、移住労働者とその家族を取り巻く環境はどのように変化したか。

活動を通じて、生活・文化・意識のすれ違いや齟齬に由来すると思う課題を感じることはあるか。もしあれば、どのようなことか。

3-1. 団体の活動はソーシャルワーク／社会福祉の実践の機能と重なる。ソーシャルワーク教育を受けている職員・スタッフの方々はいるか。(専門教育は必要だと思うか。)

支援対象となっている人々の生活問題解決に必要なソーシャルワーカーの視点や養成教育カリキュラムに含まれる科目・プログラムはどのようなことだと思うか。

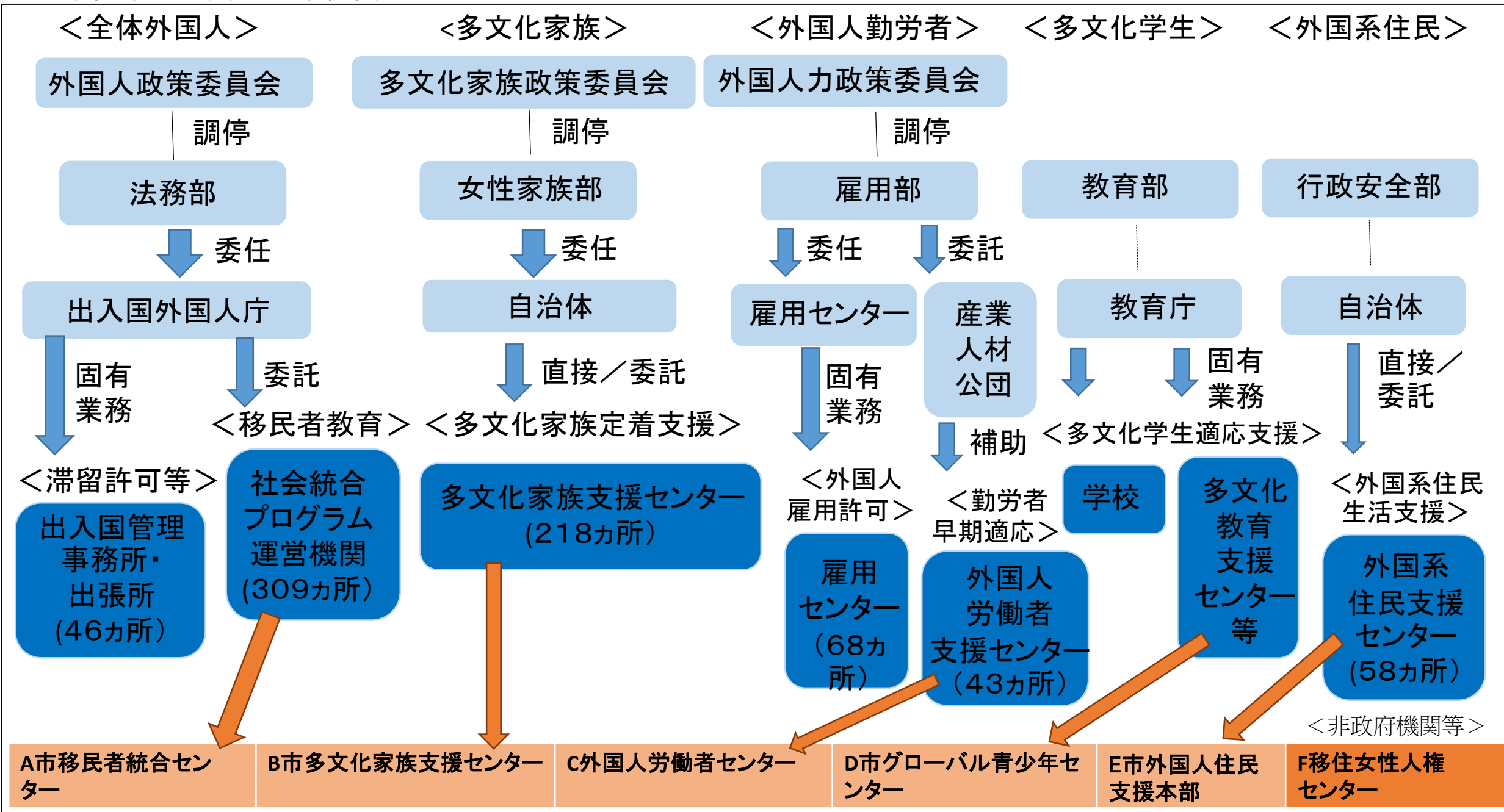
4-1. 実践者の視点から、多文化共生の国内世論、議論の動向についてどのように考えるか。

多文化共生ケアシステム構築にむけて重要なキーワードを挙げるとすれば、どのような言葉だと思うか。

4.倫理的配慮

- 本研究は日本社会福祉学会の研究倫理規程にもとづく研究ガイドラインにしたがって調査を実施した。
- 事前に調査協力者に対して依頼状及びインタビューガイドライン等を渡して調査目的の説明を行い、機関及び担当者の許可を得た上で調査を行った。
- 調査協力者に対し、調査への協力は本人の自由意志であることを説明し、調査の際には、調査協力者の同意の上で録音もしくは筆記による記録を行い、逐語データに起こした。

<政策体系及び調査対象機関>



<5.調査結果(1)－基本情報>

基本情報	A	B	C	D	E	F
設立主体	法務部	女性家族部・自治体	雇用労働部	自治体	自治体	(女性家族部・ソウル市)
運営主体	委託機関	社団法人	社団法人	委託機関	自治体	社団法人(非営利民間団体)
職員数(専従・兼任):	3名	33名	18名	25名	24名	2名
職員の資格:	社会福祉・青少年学博士等	社会福祉士等	一般職	社会福祉士等	国家公務員	活動家・相談家 (社会福祉士が多い)
利用者	移民者・脱北者・多文化家庭	結婚移民者女性と家族	雇用許可制を通して入国した外国人	満9歳～満24歳以下の移住背景青少年・D市児童青少年および家族	外国人勤労者, 外国人雇用業者 事業主, 多文化家族等	移住女性(結婚移民者)とその家族, 子供
利用者数:	把握不可	年間4,862名(2019年基準)	月間相談及び教育件数 5,468 '17年 41,258件 → '18年 42,270件	室児童・青少年数:1,122名 年間人数:69,939名 (2019年基準)	月40,000人	相談依頼人12,502人 シェルター入所年間平均10人(19'ソウルの場合)
財源:	補助金外	国庫補助金外	補助金外	法人後援金外	市予算	後援金外
組織構成:	体表・理事長・局長	センター事業部 訪問事業部外	運営チーム 教育文化チーム 相談チーム	企画行政室・教育相談チーム・進路開発チーム・社会参加統合チーム	1本部 2課 6チーム *外国人住民政策課 *外国人住民支援課	総会・理事会・共同体表・法人事務所・全国6支部・付設機関(シェルター等)
活動の概要:	社会統合プログラム等	韓国語教育、家族教育、定着支援、地域社会統合	労働者の早期適応支援	移住背景青少年の支援	外国人住民の行政ニーズに対応・支援・共存	移住女性人権保護・政策研究および提案
関連団体との関係性:	連携・依頼・派遣	連携・依頼	連携・依頼	連携・依頼	連携・依頼	連携・依頼
根拠法(あれば)	「出入国管理法」	「多文化家族支援法」	「外国人勤労者の雇用等に関する法律」	[自治法規] D市外国人住民および多文化家族支援条例(第26条)等	[定款・約款等その他] E市外国人住民および多文化家族支援条例(第20条の1)	

5.調査結果(2)-支援団体のミッションと課題への認識

	A	B	C	D	E	F
支援活動の視点	社会統合	社会統合	人権・福祉	社会統合	多文化共生・共存	市民運動
団体の活動理念と理由、経緯	2014年開所。A市の全体外国人の韓国社会への定着を支援する。	2008年から始まり、多文化家族の安定的な定着支援・地域共同体の多文化認識改善を通して社会統合を目指す	韓国で働いている外国人労働者の人権伸長及び福祉増進に支援する。	2009年から始まり、移住背景があれば誰でも利用可能。 法的滞留資格がなくても(不法滞留者も)、全員対象 柔軟性をもって対応	2005年開所、2008年開館(市の予算の行政機関) E市は外国人国籍が12% 多文化を理解させる一環 地域全体の全対象者に開放	2001年から始まり、韓国に住む移住女性の基本権利保障・支援を行う
移住労働者の生活問題の特徴	結婚移民者の就職。 中途入国青少年の韓国社会・学校への適応。 統合機関であるため中国の同胞、外国人勤労者、結婚移民者、留学生、難民、中途入国青少年の諸問題。	B市居住外国人の諸問題	劣悪な作業環境、賃金の不払い、暴力、産業災害、各種事故、疾病等	・移住背景の青少年の場合、学校の入学・就業、韓国の社会に適応するための韓国語と文化の理解が重要。(一番大きいニーズ) ・心理的問題(委縮) ・卒業後の進路 ・外国人の母親の支援	・適応 ・外国人同士間のトラブルが多い(同じ国間の争いが多い)	移住女性の諸問題

5.調査結果(3)-社会情勢の推移に伴う活動内容の変容

<p>・移住労働者とその家族を取り巻く環境の変化について(活動開始当時と現在)</p> <p>・生活・文化・意識のすれ違い等</p>	<p>①結婚移民女性の定着とともに彼らの就業を支援する公的な支援体制が必要となる。</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>④</p> <ul style="list-style-type: none">・青少年の成長に従う対応(卒業後の居場所作り)・文化の違い(民主主義の手続き等、保育の認識の違い等) <p>⑤</p> <ul style="list-style-type: none">・草創期、ゴミ問題深刻。基本的なルールや、ゴミ袋使用法などが身につけていないことに対して、市の掃除課でキャンペーン、チラシ、CCTV等の装置の設置活動、区内の自治組織、例えば国家別共同体、本部でのプログラム外国人住民とのキャンペーン活動。現在良くなった状態。・行事があると、先住民の抗議がある(ごみ、地域のルールの関係で)・草創期はルール自体を知らず、現在はルールを知っているのに守らない。(例:ごみ処理) <p>⑥活動当時より機関の政策提案などの活動を通して国際結婚の弊害は減少。環境社会の変化についても、インターネットの発達による長短が存在(例:DVのネット投稿、ネット上の不法仲介)</p>
--	---

5.調査結果(4)-支援機関の活動・機能

<p>職員・スタッフの 中でソーシャル ワーク教育を受 けている者(専門 教育の必要性)</p>	<p>① 代表が社会福祉・青少年学の博士 ② チーム員:社会福祉士資格または健康福祉士資格が必要等採用要件有。 ③ ・職員25人中社会福祉士は5人、毎年義務補修教育の必須化によりアップグレード。 ・現場の特性により常に再教育を実施(例えば法務部のビザ体制の変更等) ④ 公務員の人事発令 ⑤ 相談センターとかシェルターは社会福祉と相談の教育を受けた人達が活動。 活動家の中半分は社会福祉士資格を所有。</p>
<p>支援対象の生活 問題解決に必要 なソーシャルワー カーの視点や養成 教育カリキュラムに ついて</p>	<p>① 多文化認識改善、「世界市民教育講義」の講師育成・社会統合プログラム(韓国語教育)実施を通して社会構成員として生活出来るように支援。結婚移民者のネットワーク運営。 ② 多文化を見る観点、視角、当事者の理解, 学部で学んだ多文化社会福祉論で主にビザの体系とそのタイプによる支援方法等を学んでいる。しかしながら、現場の変化をその都度直ちに反映出来ないため、補修教育が必要。 ③ 対象別支援</p>

5.調査結果(5)-「多文化共生」の概念整理

多文化共生の国内世論、議論の動向について	<p>⑤ 多文化関連の放送が多い時期あった(多文化家族、結婚移民者の適応に関する内容、多文化人が出るプログラム等) 多文化社会に対する政府の国民の認識改善のため(‘共存’または“共生’の観点)文化の多様性を認める社会的雰囲気造成のため積極的な広告政策の影響がメディアを通して実施されたと推測。一時的に多文化観点放送が多い時期があってそれが多文化共生の国内世論に影響を与えたと判断。</p>
多文化共生ケアシステム構築にむけて	<p>④ 当事者の理解。 難民や中途入国青少年に、他の分野の社会福祉士が接するにはまだ知識や経験が少ないと思う。この方々がどんな人生を住んでいたのか、そしてなぜ韓国に定着を願っているのか、それをまず知ってその方々と会うとより理解がしやすいのではないかと感じる。 子供は同じく子供であることをみんなが同意できるようにするのが重要。</p> <p>⑤ 教育など支援策のすべてが提供する側を中心にしていないのではないかと感じる。 小さいことだが、文化を理解するため移住して来た人たちの国の生活習慣など、異なる点を一つ一つ発掘する方向へ、互いに知ることが出来るように</p>

5.調査結果(6)-今後の活動継続の展望、課題

①

就職を希望する結婚移民者に対して支援政策やプログラムが不備。

②

・地域の特徴により学校内で需要を満たすことができない。民間との協力案の検討(現在一部実施中、学校へ訪問しての教育等)

・支援を受けていない青少年の発掘

・一人当たりのケース数が多い

・卒業後の居場所作り

③

住民の過半数を外国人が占めているため今後の特区のあり方について政策の支援方針の再検討(サービス提供の見直し等、人事異動による業務連携、社会福祉的の性格の補完等。

6. 考察

- 1) 各支援機関の支援対象は異なっているが、機関の設立目的は共通して「社会統合」を志向している。
- 2) 支援機関が直面している問題、支援対象が直面している問題は、機関の所在する地域と支援対象によって異なる。
- 3) 支援機関と対象を取りまく環境の変化は、はじめに急激な数的増加があり、それに従って支援体系が持続的に変化している。新しい支援制度が創設されることで、移住民の認識が変わる。
- 4) 支援機関の活動と機能は、共通して社会福祉の価値と方法を基盤としている。
特に、民間委託の場合、社会福祉の専門的な意識がより強かった。
- 5) 多文化共生の概念について、国内世論の形成にメディアの影響があるとみられ、放送・報道の頻度が特定時期より多かったことが要因にあると考えられる。
- 6) 今後の活動継続の展望と課題には、共通して多文化外国人移住民の社会構成員としての自立、さらに支援を受けていない対象の発掘等が挙げられている。

7.本研究の限界と今後の研究課題

- 研究対象のサンプル数の少なさ。
- 代表性・一般化の難しさ。
- 質的研究による限界。
- 今回のCOVID-19による変化(移住民の移動制限および支援策)
- 追加調査の必要性(多機関連携の動きについて、日本事例を含む海外事例等)
- 支援における統合性の欠如, 全体を統括する機関の不在。
- 民間委託のメリットとデメリットの検討。
- 多機関連携の必要性。
- 多文化社会福祉専門人材の養成および配属に関する問題。
- 政策・制度の変遷過程による支援の変化に関する検討。

8.参考文献

- 岩崎晋也・岩間伸之・原田正樹(2014)『社会福祉研究のフロンティア』有斐閣
- 石河久美子(2012)『多文化ソーシャルワークの理論と実践—外国人支援者に求められるスキルと役割』明石書店
- 三本松政之(2013)『包摂的社会へのコミュニティー社会学—シティズンシップの未来』坂田周一監修『新・コミュニティー福祉社会学入門』有斐閣
- 宮島喬(2003)『共に生きられる日本へ—外国人施策とその課題』有斐閣
- ユンインジン(2008)「韓国的多文化主義の展開と特性: 国家と市民社会の関係を中心として」『韓国社会学』.42(2).72-103
- ヤンギホ(2009)「日本の多文化ガバナンスと韓国への含意」『多文化社会研究』2(1).135
- ハンキョング・ハンゴンス(2007)「韓国的多文化社会の理想と現実: 純血主義と文明論的差別を超え」『韓国社会学会東北アジア時代委員会徭役課題07-7』.71-116.
- ナムヨンヒ(2015)「多文化サービス伝達体系構成原則が政策成果に与える影響分析」東国大学, 2015, 博士学位
- チャンミヘ等(2008)『多民族・多文化社会への移行のための政策パラダイム構築(Ⅱ): 多文化力量増進のための政策社会的実践現況と発展方向』、経済・人文社会研究会共同研究報告書
- チェウオンヒ・チェヘジ・チェヨンソン(2008)「社会福祉実践現場の文化的有能感(cultural competence)に対する探索的考察」『韓国社会福祉学会学術発表大会誌』253-241
- キムミンキョン(2010)「大学生の多文化力量に関する研究」『韓国生活科学会誌』19(6), 945-965.
- キムヒジョン(2007)「韓国の官主導形多文化主義: 多文化主義の理論と韓国的適用」『韓国での多文化主義: 現実と争点』ハンウルアカデミー. 57-79
- キムソヒ・ジョンヨンピョン(2008)「結婚移住女性政策のアイデンティティ分析: 人権保護か? 家族維持か?」『行政農村』.46(4).305-330.
- カースルズ, S.&M. J.ミラー(2011)『国際移民の時代[第4版]』(関根政美・関根薫監訳)名古屋大学出版会
- オキョンソク(2007)「どんな多文化主義なのか?」『韓国社会での多文化主義: 現実と争点』ハンウルアカデミー
- 法務部出入国・外国人政策本部 2018出入国・外国人政策統計年報
- 法務部出入国・外国人政策本部 2019年4月出入国・外国人政策統計月報
- ハナ多文化センター「多隣」<https://blog.naver.com/hanadarin>